

第 3 期以降における経済評価の実施について（事務局案）

1 第 3 期以降に行う経済評価の考え方（第 2 期における経済評価との比較）

	第 2 期における経済評価	第 3 期以降の経済評価（案）
位置付け	施策評価の視点として①状態、②機能、③経済の 3 つの視点により総合的に評価を行い、経済評価は、状態・機能評価を補完するものとして参考的に実施する。	同左
目的	施策大綱事業により改善された水源保全地域が提供する価値（差分）の把握	水源環境保全税を活用し実施した特別対策事業による経済効果の把握
手法	<u>CVM（仮想的市場評価法）</u> ※「水源の森林づくり事業の推進」については試算的に代替法による調査も実施 <u>市民のマインドによる効果検証</u>	<u>代替法</u> もしくは <u>上記目的を達成できる評価手法</u> ※上記手法による検証が困難な場合は CVM による評価で実施 <u>一定の基準等に基づく効果検証</u>
実施結果	① 1 世帯あたりの支払意思総額 10,644 円／年 ※施策開始前（H14 年度）にも CVM による支払意思総額を確認しており、当時の結果は 3,637 円／年であった。（設問は異なる。） ② 「水源の森林づくり事業の推進」による総便益 約 1,650 億円	—
活用方法	○ 税込検討の際の参考データ ○ 施策導入前後における支払意思額の変化の確認	○ 20 年間の税投資額（約 800 億円）に対する水源地域の経済的価値向上分（費用対効果）の確認
活用イメージ	① 1 世帯あたり約 10,000 円／年 ② 県全体では約 365 億円／年 ③ 実際の税額（40 億円／年）と比較 ④ 過去の結果に比べ約 3 倍	① 20 年間で約 800 億円を投資した。 ② 状態は～だけよくなった。 ③ 機能面の向上も検証できている。 ④ 経済価値についても投資額以上に（800 億円以上）上がっている。
実施時期	第 2 期 （施策の中間評価（前半 10 年）を見据えて実施）	第 4 期 （施策の最終評価（大綱期間 20 年）を見据えて実施）

2 第3期以降における経済評価の実施方針等について

上記1の考え方及び下記理由により、第3期中は施策の最終評価に向け手法の検討等を行い、第4期に代替法等の手法により最終の経済評価を実施する。

(理由)

- ①施策の前半は今後の税収検討もねらいとして支払意思額に関する評価で良いが、施策の後半は個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を投資した税額（約800億円）に対してどの程度、経済効果があったかなどを示していく必要がある。
- ②【税投資額に対する費用対効果の検証】を目的に評価を行う場合、施策終了時を見据えた第4期が適当な時期と判断。
- ③現時点ですべての特別対策事業を代替法により検証することは困難。（評価手法が未確立など）
- ④CVMによる評価を実施した（する）際の影響を配慮。（支払意思額が低下した場合の取り扱いはどうするか。同様の調査（質問項目）でよいのか。など）

仮に第3期で経済評価を実施する場合は、中間評価報告書（H31取りまとめ）に結果を反映させる必要があることから、評価自体を平成31年度中に完結させる必要がある。その場合、平成31年度の予算編成スケジュールも考慮すると、8月に予定している第44回施策調査専門委員会までに実施方針等を固める必要がある。